教育学術新聞 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館内 編集兼発行人小出秀文 TEL 03 (3261) 7048 FAX 03 (3261) 0769 毎週水曜発行(第5水曜休刊) 購読料 年4800円(税込) ⑥教育学術新聞 2021 www.shidaikyo.or.jp

昭和28年創刊

修会は同協会の大学事務研究委員会(担当理事=水戸英則二松学舎大学理 変化に対応したガバナンス体制の構築」をメインテーマに、令和3年度 きた。321大学728人が参加し、オンデマンド配信で研修を行った。 日本私立大学協会(小原芳明会長)は11月8日から19日まで、「時代の 委員長=鈴木勉大妻女子大学常任理事・事務局長)が準備を進めて 「事務局長相当者研修会」をオンラインで開催した。同研

即したテーマ設定とし、 課題となっている現状に ガバナンス改革が焦眉の 担当理事が「学校法人の 慮してプログラムを組ん て大幅な変更の必要性が 議論されていることを考 実り多き研修となる

聞

開会の挨拶では、水戸

組織編成の在り方を含め

水戸英則担当理事

新

学

教

育

術

同協会常務理事・事務局 題」について、小出秀文 情勢と当面する重要課 「私立大学を取り巻く諸 研修プログラムでは、

| ことを切に願う」 などと 同研修会の趣旨説明を交 る同協会また全私学連合 ることに違和感を覚え 案がなされ、 の対応、対策状況を報告 会議における議論に対す 即して行政側より「学校 る」との考えを示した。 を最高意思決定機関とす 学校法人ガバナンス改革 におけるこれまでの評議 した。同会議で私立学校 題として、文部科学省の 員会の在り方と異なる提 ナンス改革問題を重要課 積する諸課題を挙げる中 業活動を説明。さらに山 研修会メインテーマに 特に学校法人のガバ 「評議員会

えて述べた。

学校法人のガバナンスを 私学行政課課長補佐の相 科学省高等教育局私学部 解説し、その後の平成16 行の私立学校法における 原康人氏が講演した。現

校法人ガバナンス改革会 ガバナンス形態や管理・ 議が、学校法人の現状の 運営の実態を無視した議 いかに文部科学省の学 ついて」と題して、文部 法人のガバナンス改革に する要望活動など協会事 革について記述されたこ の骨太方針においても改 われていることや、政府 われた内容を詳細に説明 年、26年、そして令和元 る有識者会議」提言の内 するとしている。3月に に向けた議論を取りまと れている状況だとした。 とを受けて、現在は同省 ス改革に関する検討が行 も、学校法人のガバナン 年にそれぞれ法改正が めて文部科学大臣に提出 同会議では年内に法改正 革会議を設置して議論さ 容に、学校法人ガバナン 取りまとめられた「学校 に学校法人ガバナンス改 した。法改正を経たのち

るとして、私立大学のガ 特徴として、「経営」と を説明。そして、学校法 ているという制度の実際 が6割、外部者が4割。 と公共性(公益性)の2 割を担い、国内全学校法 諮問、提言、牽制を行う 理事会の運営に対して、 大原則に基づいている。 私立大学のガバナンス 諮問機関として重要な役 評議員会の構成は内部者 育法に規定され、自主性 は、私立学校法と学校教 戸担当理事が講演した。 か、学校法人と設置する ス・コード」と題し、水 育・研究活動が展開され 原氏は学校法人のガバナ 性について説明した。相 人制度が他法人と異なる しての位置づけで運営し 人の99%強が諮問機関と と私立大学版ガバナン え方を示すものとして 構築について同協会の考 なされるべきとした。 ることに適した」改革が 理解してもらえる」よう 高まったことを社会的に ンスについて「公共性が 容を加味して、その方向 人改革会議での議論の内 体的運営がなされてい 教学」の組織的分離と 「学校法人制度改革の波 次に、ガバナンス体制 次に、学校法人とは何 「自律的に多様な教 化も必要であろうとした スと守りのガバナンスの あれば、攻めのガバナン 戸担当理事が意見表明を 協会としての対応を説明 の論議の内容を示し、同 とともに、同改革会議等 か た場合の不祥事抑制効果 おける提言が法制化され 督機関とする改革会議に のうえで、評議員会を監 待できるのだとした。そ ては内部での抑止力に期 て、不祥事の防止につい 度に保たれているとし 者のバランスの按分が適 のガバナンス体制は、両 法による現状の学校法人 提言。令和元年改正私学 バランスが重要であると ガバナンスを論じるので た。不祥事抑制に端を発 行った際の要旨を述べ 連団体ヒアリングを実施 した法改正の議論だが、 し、同協会を代表して水 に疑問があるとしたほ した。同改革会議では関 所轄庁の監督体制強

留間進氏が講演。比留間

氏は冒頭から、守りの監

として、最終的にいかに

生サービスの時代である

就職に結びつけるか、す

べての精力を注ぐ必要が

査より攻めの監査が重要

であると論じた。守りに

バナンスの多様性につい 項を挙げて説明した。 提案を行ったとして各事 らに、代替的取り組みの ことなどを説明した。さ

> 学ガバナンス体制である を中心に据えて考える教 ス体制から、現在は学生

べきだとした。

法への対応」と題して、俵

重労働制の導入、フレッ 字教員への専門業務型裁

また、「働き方改革関連

った私立大学のガバナン

て、古くは教授会中心だ

いては、同協会が逸早く 版〉」策定の経緯を述べ バナンス・コード〈第一 手掛けた「日本私立大学 重要性と今後の方向につ ガバナンス・コードの 私立大学版ガ

論をしているか紹介する

くった。 人日本体育大学監事の比 り方」と題して、学校法 のガバナンスと監事の在 てほしい」として締めく 性を高めることに活用し 担保、私学としての公共 説明し、同ガバナンス・ べきとされていることを イ・オア・エクスプレイ ドにならい、コンプラ 改革議論の中ではコーポ コードの改定の方向性を レートガバナンス・コー 実施していただき、公表 コードの策定は積極的に 示した。「ガバナンス・ ン方式への移行を目指す るとともに、ガバナンス して、世間への透明性の そのほか、「私立大学 |として明確化されたこと 生数の確保については学 サル時代への移行に伴 を提言した。そして、学 されるのではないか」と 点において「監事が公正 たっているとした。この かという課題にも突き当 人件費をいかに圧縮する ら、理事会が経営の中で を得ない。しかしなが より教育中心とならざる い、大多数の大学は研究 リート時代からユニバー てはならなくなった。エ の方向性を明確にしなく 制となり、理事会が経営 事会中心のガバナンス体 にも触れた。そこから理 したうえで、具体的方策 な意見を言うことで納得

教授会の役割が諮問機関 ころから平成16年の私学 26年の学校教育法改正で を強化した。また、平成 法改正では理事会の権限 代となって、そうしたと 考えなくてはならない時 学の面から責任をもって 自学の経営に関しても教 社会の変化に対応し、

> り方、職員の役割につい れからの教員の評価の在 する重要性を語った。こ 育、キャリア教育を推進 し、学生を主体とした教 つかを基準として予算化 て、学生にとって役に立 のあるべき経営方針とし るべきだとした。理事会 て述べて終了した。 育内容や方法の改善を図 あると述べたうえで、教 法、コロナ禍による新た とされたことから、特に を把握等する義務がある 理問題では、学校法人は 説した。 減らす方法としては、 大 挙げて説明。残業時間を レワークの管理―などを ム課題である教職員のテ 教員の労働時間の把握方 教職員の労働時間の状況 教職員の労働時間の管

財務状況、教育の質につ

いて監査するのだと説

攻めはガバナンス体制、 不正防止について監査。 あたっては理事の監視と

法律事務所弁護士の井川 井川 た、裁量労働制は適用さ を合わせて解説した。ま れない小・中・高の教員 と運用する際の留意点と を高めることができない か―として、制度の内容 務(研究従事)の自由度 クスタイム制の適用で勤

均等待遇に当たるケース

支援⑥その他―の項目に

まとめられた各質問内容

についても解説した。

の場合、教員の働き方は

最後に井川氏は「学校

に対して、井川氏が一問

答形式で回答した。

の是正、労働者の健康の 万の実現▽雇用形態にか 催保▽多様で柔軟な働き 井川氏は▽長時間労働 の時間外労働の管理につ を導入するなどの方法を いては、変形労働時間制

特殊。企業とは異なり年

度のはじめに収入額が決

まるという特性があり、

関する問題への対応を解 職員の労働時間の管理問 き方改革関連法に関し かわらない公正な処遇の て、学校法人における教 **帷保―について定めた働** 、同一労働同一賃金に ない公正な待遇の確保」 き方改革の一つの柱とし 務づけられたのだとし 定の均等待遇の実施が義 短時間労働者・有期雇用 いった場合で想定される た。不合理な待遇がどう 者・無期雇用者との間の 者と、フルタイム労働 が図れたことによって、 て「雇用形態にかかわら する問題については、働 不合理な待遇の禁止、一 るが、柔軟に知恵出しを とが難しい事業体。学校 間で情報交換するなどし 対応していく難しさはあ 法人として働き方改革に しながら、協会加盟大学 途中から収入を上げるこ

り扱いをしてはならない 待遇について、差別的取 どにより、待遇に差異が かを示し、業務の内容及 また、短時間・有期雇用 あっても不合理ではない 容)の観点からの比較な び責任の程度(職務の内 労働者と通常の労働者の ことを説明できるように しておくことだと説明。 理事の進行のもと、参加 ヘルスや障害のある学生 措置⑤教職員のメンタル 扱い④高年齢者就業確保 禍におけるテレワーク 労働・同一賃金③コロナ 管理や裁量労働制②同一 者から寄せられたアンケ 山田慎吾国士舘大学常任 で井川氏が回答する特別 ンケートを実施したうえ 解決に資するよう事前ア た。同委員会副委員長の プログラムも配信され (在宅勤務)や感染時の さらに、参加者の問題 トより①教職員の労務

て、法令遵守に努めてほ い」と述べた。